

平成20年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

商工観光労働部

（注） 1、 2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
商工政策課	地域経済情報調査委託	地域経済情報調査業務	平成20年5月16日	(株)帝国データバンク 滋賀支店	5,361,300	本業務は、企画力に重点を置いたものであり、低廉性のみをもって決定することができず、競争入札に適さないため、企画コンペ方式により選定するため	2号	4
新産業振興課	環境調和型システム研究室管理委託	1、施設の維持管理業務 2、研究設備の使用にかかる事務	平成20年4月1日	(財)滋賀県産業支援プラザ	5,842,000	本事業は、地域結集型共同研究事業の拠点であった研究室を活用し、その成果の事業化を図るための研究開発を行う場としての管理運営を行うものである。 このため、本事業は単なる施設管理だけでなく、成果の事業化に向けた適切な支援や指導ができることが必要である。 産業支援プラザは地域結集型共同研究事業の事業主体として研究開発を進めてきた経緯もあり、事業化に向けた研究開発の推進について豊富なノウハウの蓄積を有していることから、他に代替性がないため。	2号	3イ
工業技術総合センター	工業技術試験分析等業務委託	工業技術試験分析等業務	平成20年4月1日	(財)滋賀県産業支援プラザ	13,063,800	試験分析業務は高度の技術性を要求されるとともに企業の機密事項を有するものであるが、産業支援プラザは高度な試験研究技術を有し他に代替性がないため。	2号	3イ
国際課	海外技術協力推進事業委託	海外技術研修員の受入業務	平成20年5月20日	(財)滋賀県国際協会	7,399,184	開発途上国から技術研修生を受け入れ、県内の受入機関において必要な技術習得をさせ、県民との交流を行うなど、両国の友好関係の増進を図ることが目的であるが、関係公共団体や民間団体との連絡調整業務等を担当することから、県が9割以上出資して設立した(財)滋賀県国際協会が適当である。また、研修員の日常生活の指導業務も含まれるため、このような業務内容を行う民間団体は他になく、さらに同協会は当事業設立当初から業務を受託しており、研修員にかかる総合的な知識、方策等を蓄積しているため。	2号	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法 令 1	適用類 型 2
国際課	ミシガン州立大学連合 日本センター管理運営 委託	ミシガン州立大学連合日 本センターの維持管理、プ ログラム運営推進等	平成20年4月1日	(財)滋賀県国際協会	39,500,000	(財)滋賀県国際協会は本県の国際施策推進の ため、県の出資により設立された公共的団体で あり、県内の国際交流における中核的団体として 機能している。ミシガン州立大学連合日本セン ターの管理運営業務についても、同センター設立 以来、委託業務を請け負い、業務を誠実に履行し てきたほか、共同事業者であるミシガン州立大学 連合からの強い信頼を得ている。また、当管理運 営業務については、ミシガン州側との折衝をはじ め、日常業務においても高い程度の語学力を必 要とするスタッフが必要であり、県とミシガン州立 大学連合とが共同運営する特殊な当センターの 管理運営が円滑に行える団体であるため。	2号	3イ